

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年12月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで

昭和50年1月から51年6月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かったので、50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書が手元にあることを記載して国民年金納付記録の照会を行った結果、平成23年1月11日に、年金事務所から「昭和53年3月24日に保険料を納付していたことになっている50年1月から同年3月までの期間は、被保険者資格取得以前の期間のため、納付期間は51年1月から同年3月までの期間に変更されている。」旨の回答を受け取った。

上記の領収書から推察して、私の誕生月が*月なので、父が昭和50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納であると思い、53年3月24日に、当該期間の保険料を納付したのだと思っていたが、上記の回答により、50年4月から被保険者資格を取得していること、及び51年1月から同年3月までの保険料を納付していることが分かった。

昭和50年4月当時、私は各種学校に行っており、父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたため、同年4月から同年12月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

35年も前のことであり、領収書は無い上、両親も高齢のため記憶は曖昧であるが、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月頃に払い出されており、申立人の国民年金被保険者名簿から、52年度分の保険料は現年度納付されていること、及び申立期間②直前の51年1月から同年3月までの期間の保険料は53年3月24日に、申立期間②直後の51年7月から52年3月までの期間の保険料は53年8月19日にそれぞれ納付されていることが確認できることを踏まえると、申立期間②前後の納付状況から、申立期間②の国民年金保険料についても納付されていたものと考えても、特段不自然な点は認められない。

また、申立人は、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を53年3月24日に納付した領収書を所持しているところ、紙台帳検索システムにおいて、「昭和50年1月から同年3月までの期間は被保険者資格取得前の期間であり、納付書作成時の誤記につき、51年1月から同年3月までの期間に納付期間を変更する。」旨を記載した「国民年金保険料納付期間変更通知書」が電子画像で保存されていることが確認でき、申立人が平成22年2月に納付記録の照会を行い、それが契機となって、23年1月7日に昭和51年1月から同年3月までの納付記録の訂正が行われるまで、特殊台帳及びオンライン記録において当該期間が未納となっていたことから、記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間①については、上記の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年9月25日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年9月初旬にA社へ入社後、同社B工場のC課に所属し、事務職員として社会保険事務や労務管理等を行っていた。

昭和20年1月に最初の召集により、同年3月末まで入営のためA社B工場での勤務を離れ、同年4月に職場復帰したが、同年6月に2回目の召集により再び入営し、同年8月15日の終戦とほぼ同時に解除となった。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における勤務状況についての主張、及び申立人が昭和50年頃に記載した「回顧録」における同社入社から2回にわたる召集により同社での勤務を離れ終戦とほぼ同時に召集解除となるに至るまでの詳細な記述は具体性がある上、文献の内容や申立人の親族及び申立人と同部署であった事務職の同僚の供述とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社同工場で事務職員として在籍していたことが認められる一方、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、前述の同僚は、「A社では、学徒動員などにより工場での業務に従事していた学生以外の正社員は、厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を供

述しているほか、「私は、昭和19年6月初旬に入社し、20年8月15日まで勤務した。終戦後は仕事に行っていない。終戦後は事業を閉鎖したようだ。」と供述しているところ、同人のオンライン記録では、厚生年金保険の資格取得日は19年10月1日、喪失日は20年9月25日であることが確認できる。

さらに、申立人及び前述の同僚が名前を記憶している複数の事務職の同僚について、申立人と同様、申立期間中に召集されたと記憶する同僚を含め現存するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前は確認できないところ、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録により、同社において昭和19年10月1日から20年9月25日までの期間、厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる。

一方、申立人と同職種の事務職であった複数の同僚について、A社での被保険者記録が記載された厚生年金保険被保険者台帳には、「(健康保険厚生年金保険被保険者)名簿破損」、「(同)名簿無し」及び「照合不能台帳、昭和31年7月13日認定」の記載がある上、現存する同社に係る同名簿にはB工場長を除き名前の記載が無いことから判断すると、同台帳及び同名簿は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できる。しかし、同名簿において、多数の健康保険整理番号の欠番及び被保険者資格喪失日が記載されていない記録が見られる上、一部の同僚について、同社での被保険者資格取得時に払い出された被保険者記号番号に係る同台帳上に、同社での被保険者記録が記載されていないことなどから判断すると、同台帳及び同名簿が完全に復元されているとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間において継続して在籍し、事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになり厚生年金保険料の控除が開始された昭和19年10月1日、喪失日は、複数の同職種の同僚の資格喪失日が20年9月25日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法による同保険料の徴収期間であるが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員である事務職員であった申立人は対象ではない。

また、当該期間は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月に施行された後、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人の当該期間に係る同保険料控除があったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 11 日から 41 年 8 月 9 日まで
② 昭和 42 年 6 月 3 日から 43 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 29 日から同年 9 月 27 日まで

平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。

しかしながら、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間③の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 50 人の厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している女性の被保険者は、申立人を含めて 16 人確認できることから、そのうち、脱退手当金支給記録が確認できるのは申立人だけであることから判断すると、事業主による代理請求が行われたものとは考え難い。

また、申立人は昭和 43 年 4 月に婚姻により改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は 44 年 3 月 11 日に支給されたこととなっていることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び③と、申立期間②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

加えて、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとされる時

期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から29年1月13日まで
平成19年頃、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。

しかしながら、申立期間の事業所は倒産したためやむなく退職した事業所であり、退職してから1年1か月もたった後で同手当金を受け取った記録とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和30年2月10日に支給決定されたこととなっている上、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日である29年1月13日前後1年以内に資格喪失した女性18人のうち、支給記録を確認できるのは1人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立人の資格喪失日における脱退手当金の受給要件は「婚姻又は分娩のためによる資格喪失」と規定されているところ、申立人の戸籍謄本から、婚姻日は昭和31年12月*日であることが確認できる上、申立人が「会社が倒産したため退職した。」と供述していることを踏まえると、当該脱退手当金は受給要件を満たしていなかった可能性が考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの期間及び53年6月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から52年3月まで
② 昭和53年6月から54年7月まで

私は、申立期間①のうち、短大1年生であった昭和49年4月から50年3月までの期間は、A市でアルバイト先の寮に住み、短大2年生であった同年4月から51年3月までの期間は、B市で大学の近くに下宿し、短大卒業後の同年4月から52年3月までの期間は、実家のC村（現在は、D町）に住み、申立期間②については、E市で民宿に住み込みで勤務していた。

いずれの時も国民年金の加入手続に関する記憶は定かではないが、保険料納付に関しては、実家に住んでいた時は、父か長兄が常会の集金時に保険料を立て替えて納付してくれ、それ以外の時は、自分がその時に居住していた地域の近くの市役所本庁か支所の窓口で国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納付していた。

これまで住所変更手続、健康保険や年金の切替手続を欠かさず行ってきたので、申立期間①及び②についても、きちんと手続をし、国民年金保険料を納付したはずであり、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿検索システムから、昭和54年11月2日にC村で払い出され、同村の国民年金被保険者名簿から、申立期間②直後の同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、同払出簿検索システムによる縦覧検索においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡はうかがえない。

また、申立期間①のうち、昭和49年3月から同年10月までの期間は、申立人が20歳に到達する前の期間であり、制度上、国民年金に加入できない期間である上、50年4月から51年3月までの期間について、申立人は、「B市で大学の近くに下宿し、同市役所本庁かその支所の窓口で国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、改製原戸籍の附票によれば、申立人が同市に住民登録されていた記載は無く、当該期間中はC村に住民登録されていたことが確認できることから、B市で国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたとするいずれの市町村においても、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が定かではなく、C村において保険料を納付していたとする申立人の父親及びその長兄も既に死亡していることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である上、複数の市町村において事務処理誤りが繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

私は、A社に入社当初から管理職として採用され、給与は 35 万円前後であり、毎年昇給があったと記憶している。平成 4 年 6 月に代表取締役役に就任し、申立期間の報酬は少なくとも 40 万円はあったと思うが、標準報酬月額が 20 万円と記録されているのには納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成元年 10 月から 2 年 8 月までの期間は 36 万円、同年 9 月から 3 年 6 月までの期間は 41 万円、同年 7 月から 5 年 4 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同年 5 月 12 日付けで、申立期間の全てについて、遡及して 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成元年 11 月 1 日から取締役、4 年 6 月 12 日からは代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社が裁判所に和議申請したことで、債権者への説明や金策に奔走していたため、社会保険のことには関知していなかった。」と主張しているが、当時の経理事務担当者は、「厚生年金保険料の滞納があったので、私が社会保険関係の事務の責任者として社会保険事務所（当時）へ行き、役員の標準報酬月額を遡って減額する届出をした。申立人の標準報酬月額を減額したことを申立人は承知していた。」と供述している。

これらのことから、A社は、社会保険料を滞納していたことがうかがえるとともに、申立人が同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正について届出を知らなかったとは考え難く、社会保険の届出事務に権限を有して

いたものと考えるのが相当であり、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月2日から31年1月18日まで
昭和62年頃、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、初めてA社B工場で脱退手当金を受給したことになっていることを知った。同社同工場へは昭和23年4月2日に入社し、31年1月に結婚のため退社したが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年1月18日の前後おおむね1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性22人の支給記録を確認したところ、19人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていること、複数の資格喪失者が同一日に支給決定されていることなどから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金」の表示とともに、資格期間、支給金額の記載が確認でき、支給金額は法定支給額と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年2月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 9 月 20 日まで
平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。
しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、同手当金を受け取った覚えは無いので調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 9 月 20 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 21 人の支給記録を確認したところ、申立人を含む 11 人に支給記録があり、そのうち 9 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 2 日から 43 年 9 月 11 日まで
平成 22 年 4 月頃、年金事務所の窓口で、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 2 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定から約 17 年後の昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険に再加入するまでの間、厚生年金保険の加入履歴が無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から婚姻までの間、国民年金の強制加入期間であるものの、国民年金にも加入していないことから、当時、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から同年 9 月 26 日まで
② 昭和 32 年 10 月 3 日から 38 年 9 月 10 日まで

年金請求の申請時、年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 9 月 10 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 18 人の支給記録を調査したところ、申立人を含む 13 人に支給記録が確認でき、そのうち 10 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、申立人に関する脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、当該事業所のゴム印が押されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していた住所地が記載されているほか、「38. 11. 19 現金支払済」と押印されており、昭和 38 年 11 月 19 日に申立期間に係る最終事業所を管轄する社会保険事務所（当時）において当地払いにより脱退手当金が支払われていることが申立人の署名押印のある領収書から確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 11

月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 5 日から 39 年 1 月 1 日まで
平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、同手当金を受け取った覚えも無いので、調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 1 月 1 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 27 人の支給記録を調査したところ、申立人を含む 10 人に支給記録が確認でき、そのうち 8 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「退職時に会社から脱退手当金について説明があり、事務担当者が請求手続を代行してくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、上記の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 6 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 5 日から 44 年 1 月 25 日まで
年金事務所で、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、昭和 44 年 1 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、49 年 6 月に国民年金に加入するまで厚生年金保険及び国民年金への加入履歴が無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月12日から28年10月7日まで
平成22年9月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届き、初めて申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。
しかしながら、脱退手当金の支給日当時は出産を控え外出できる状況ではなかったため、脱退手当金の請求手続きをできるはずがない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給日（昭和29年10月31日）当時は出産を控え外出できる状況ではなかったため、脱退手当金の請求手続きをできるはずがないと主張しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間について脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されている上、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から24日後の昭和28年10月31日に支給決定されていることが確認できることから、その後に実施されたオンラインシステムへの切替え時において、当該支給日が正しく収録されなかったものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後13ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失した者12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む10人に支給記録が確認でき、その全員が6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 26 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 22 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 26 日から同年 7 月 26 日まで

平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。

しかしながら、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間③の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和 41 年 5 月 19 日に申立期間①及び②の記号番号に重複整理されたことが健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 7 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間③後に勤務した事業所を退社した昭和 41 年 2 月 28 日以後、48 年 9 月まで厚生年金保険の加入履歴が無い上、国民年金の強制加入期間があるものの、43 年 4 月頃、A 市において申立人の夫と共に国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、それまでは加入手続を行っていなかったことから、当時、申立人に公的年金を通算する意思はいかたがえず、申立人が

申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。